

住民税の申告・所得税の相談受付のお知らせ

令和8年2月16日月～令和8年3月13日金

令和8年度住民税の申告(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に生じた所得の申告)及び所得税相談の受付を上記の日程で行います。

なお、過年度申告(更生申告・修正申告等)については当町では受付できませんので、税務署で申告をお願いします。また申告内容が複雑なものについては、税務署での申告をご案内する場合がございますので、ご了承ください。

申告会場	檜葉町大字北田字鐘突堂5-4 檜葉町コミュニティセンター 大会議室
受付時間	午前9時～午後3時30分まで ※2月27日(金)、3月6日(金)は午後6時までの受付となります。 ※最終日の3月13日(金)は、正午までの受付となります。
注意事項	期間中の土、日、祝日の受付は行いません。 ※上記期間を過ぎますと、町で所得税の申告相談を受けることができなくなり、税務署受付となりますので、ご注意ください。

持参するもの	<ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード又はマイナンバー通知書身分証明書(免許証、保険証、パスポート、障がい者手帳等)利用者識別番号が記載されている税務署からの通知書やはがき (番号未登録の方は事前登録や会場での登録が必要になります)事業、農業、不動産などの所得がある方は収支内訳書など (申告前に各内容をまとめた収支内訳書を作成して持参下さい)給与、年金などの源泉徴収票、控除に係る証明書 (生命保険、地震保険の控除証明書、障がい者控除対象者認定書、介護認定書など)本人名義の金融機関名と口座番号の分かるもの、印鑑東京電力からの就労不能の対する賠償を受けている方や個人事業などで逸失利益 (営業等)の賠償を受けている方は、東京電力からのお支払明細書の写し東京電力から農業の賠償を受けている方は、JA等からのお支払明細書の写し
--------	---

福島県内の税務署の電話番号

税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
相馬税務署	0244-36-3111	白河税務署	0248-22-7111
福島税務署	024-534-3121	須賀川税務署	0248-75-2194
会津若松税務署	0242-27-4311	喜多方税務署	0241-24-5050
郡山税務署	024-932-2041	二本松税務署	0243-22-1192
いわき税務署	0246-23-2141	田島税務署	0241-62-1230

※確定申告及び東日本大震災に関する電話相談は、確定申告電話相談センターにおつなぎします。音声案内に従い「0番」を選択してください。

[避難先で申告される方へ]

避難先に居住の方は、最寄の税務署でも住民税・所得税の申告が可能となっておりますので、電話にて確認の上、会場に足をお運び下さい。

※令和8年1月1日の住所に楢葉町のご住所を忘れずに記入して下さい。

[お知らせ] · 災害等により、家屋、家財など被害を受けられた方の雑損控除などの相談につきましては、最寄りの税務署での相談となりますので、電話でお問い合わせください。

· 医療保険者が発行する「医療費通知」は、年の後半に療養を受けた月の分が確定申告時期までに届かない場合があります。医療費控除は医療費通知を添付するほかに、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を添付することも可能です。医療費通知が届かない月の分につきましては、医療費控除の明細書でご対応願います。

東京電力ホールディングス株式会社より支払われた賠償金について

令和7年中に合意等が成立した東京電力ホールディングス株式会社から支払いを受けた賠償金の内、農業・営業損害の減収分に対するもの、給与等の減収分に対する就労不能損害などは申告が必要となりますので、内訳等が記載された書類を必ずご持参ください。

※内訳等が記載された書類を紛失された場合には、事前に下記までお問合せください。

■お問合せ先 東京電力ホールディングス(株)

福島原子力補償相談室 ☎ 0120-926-404 (料金無料)

収入がない方や扶養になっている方へ

令和7年中の収入がない方や扶養になっている方でも、住民税の申告が必要となります。

収入がない方については、電話で申告ができますので、ご連絡ください。

[お問い合わせ先]

楢葉町役場 町民税務課

☎ 0240-23-6101

